

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙 10</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 事業の対象</p> <p>1 （略）</p> <p>2 漁業集落環境整備事業</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 第 2 の 1 の (2) の イ の (ウ) に掲げる緑地・広場施設のうち計画避難人数一人につき 1 m²以上の所要の面積の津波避難地を整備する場合は、次のいずれかに該当する集落とする。</p> <p>(ア) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落</p> <p><u>(イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 9 条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落</u></p> <p><u>(ウ) 過去に津波被害を受けたことがある又は今後受けるおそれがある地域であつて、当該地域への津波の浸水想定が 30 分以内に 30 cm 以上の浸水深である等、避難対策の必要性が高い地域に立地する集落</u></p> <p>(2)～(8) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第 4 ～ 第 8 （略）</p>	<p>別紙 10</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 事業の対象</p> <p>1 （略）</p> <p>2 漁業集落環境整備事業</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 第 2 の 1 の (2) の イ の (ウ) に掲げる緑地・広場施設のうち計画避難人数一人につき 1 m²以上の所要の面積の津波避難地を整備する場合は、次のいずれかに該当する集落とする。</p> <p>(ア) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落</p> <p>(新設)</p> <p><u>(イ) 過去に津波被害を受けたことがある又は今後受けるおそれがある地域であつて、当該地域への津波の浸水想定が 30 分以内に 30 cm 以上の浸水深である等、避難対策の必要性が高い地域に立地する集落</u></p> <p>(2)～(8) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第 4 ～ 第 8 （略）</p>

附 則

この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。